

# 森林環境税及び森林環境譲与税について

---

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和3年7月

## 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

### 4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

（以下略）

# 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）

（趣旨）

第一条 この法律は、**森林**（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。）**の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が実施する**森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

（森林環境譲与税の用途）

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を**次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。**

一 **森林の整備に関する施策**

二 **森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用**（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）**の促進**その他の**森林の整備の促進に関する施策**

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策

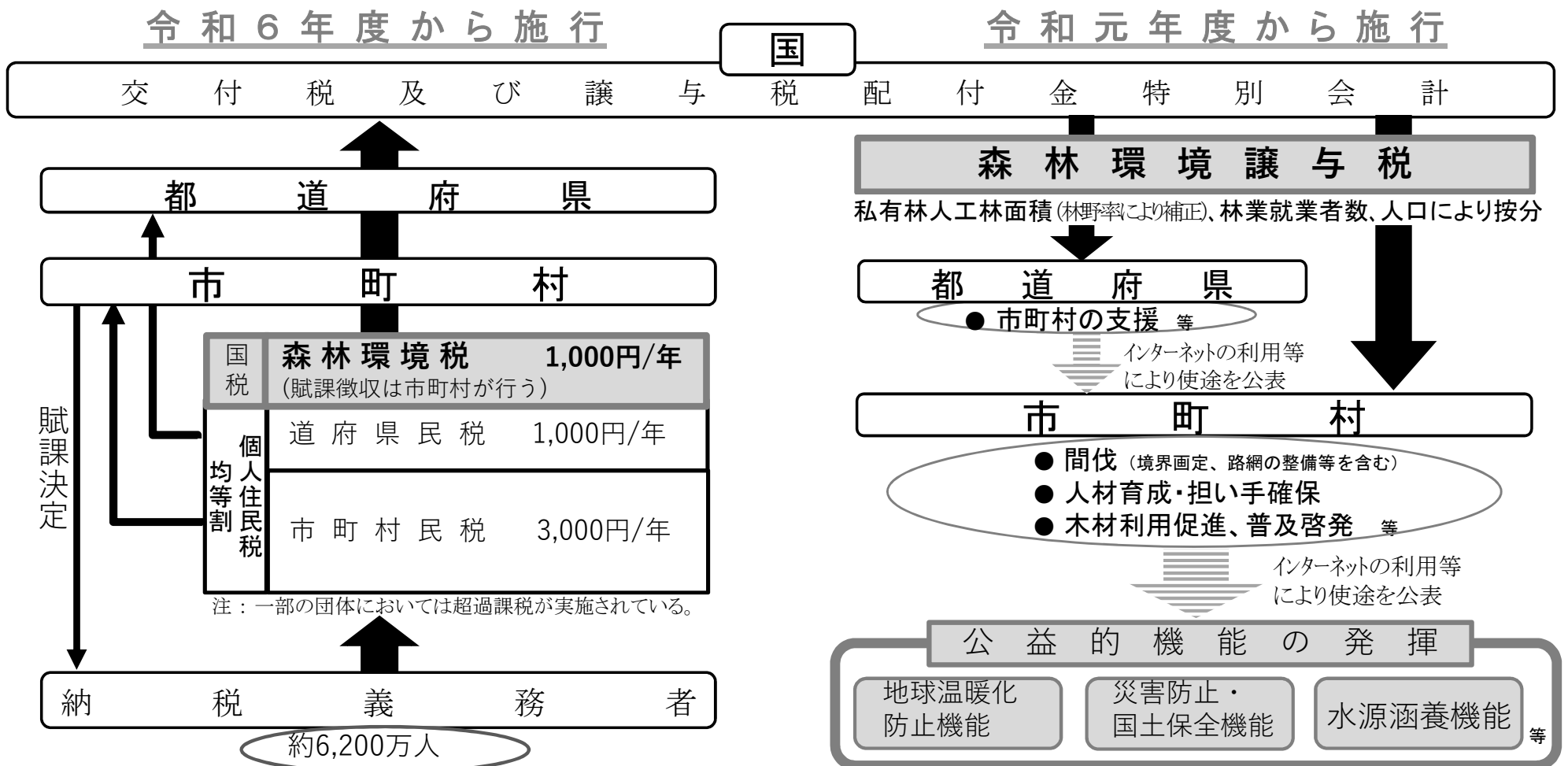
三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

# 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

## 【制度設計イメージ】



# 森林の多面的機能

参考  
「税の仕組みについて」関係

- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」。
- 国民が森林に期待する働きは、災害防止、温暖化防止、水資源の涵養などといった公益的機能が上位。近年、木材生産機能にも再び注目。

## ■ 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能は、一部の貨幣評価できるものだけでも年間70兆円

### ○ 土砂災害防止／土壌保全

- ・表面侵食防止【2兆2,565億円】
- ・表層崩壊防止【8兆4,421億円】等



### ○ 水源涵養

- ・洪水緩和【6兆4,686億円】
- ・水資源貯留【8兆7,407億円】
- ・水質浄化【14兆6,361億円】等



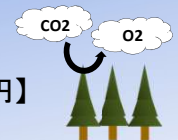
### ○ 保健・レクリエーション

- ・保養【2兆2,546億円】
- ・行楽、スポーツ、療養



### ○ 地球環境保全

- ・二酸化炭素吸収【1兆2,391億円】
- ・化石燃料代替エネルギー【2,261億円】
- ・地球の気候の安定



### ○ 物質生産

- ・木材(建築材、燃料材等)
- ・食料(きのこ、山菜等) 等



### ○ 生物多様性保全

- ・遺伝子保全
- ・生物種保全
- ・生態系保全



### ○ 文化

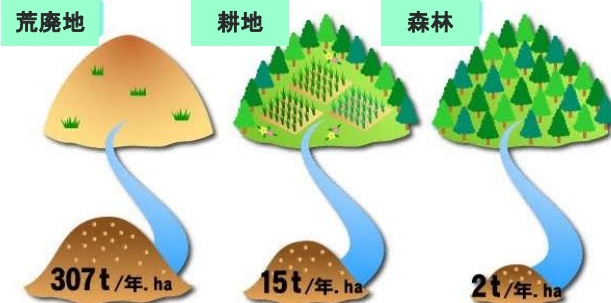
- ・景観・風致
- ・学習・教育
- ・芸術
- ・宗教・祭礼
- ・伝統文化
- ・地域の多様性維持



資料: 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料(平成13年11月)  
注: 【】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価(年間)したものの、いづれの評価方法も、一定の仮定の範囲内での数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

### 【森林の国土保全機能】

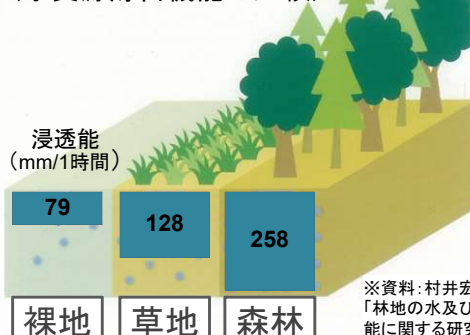
(流出土砂量の比較)



資料: 丸山岩三「森林水文」実践林業大学1970

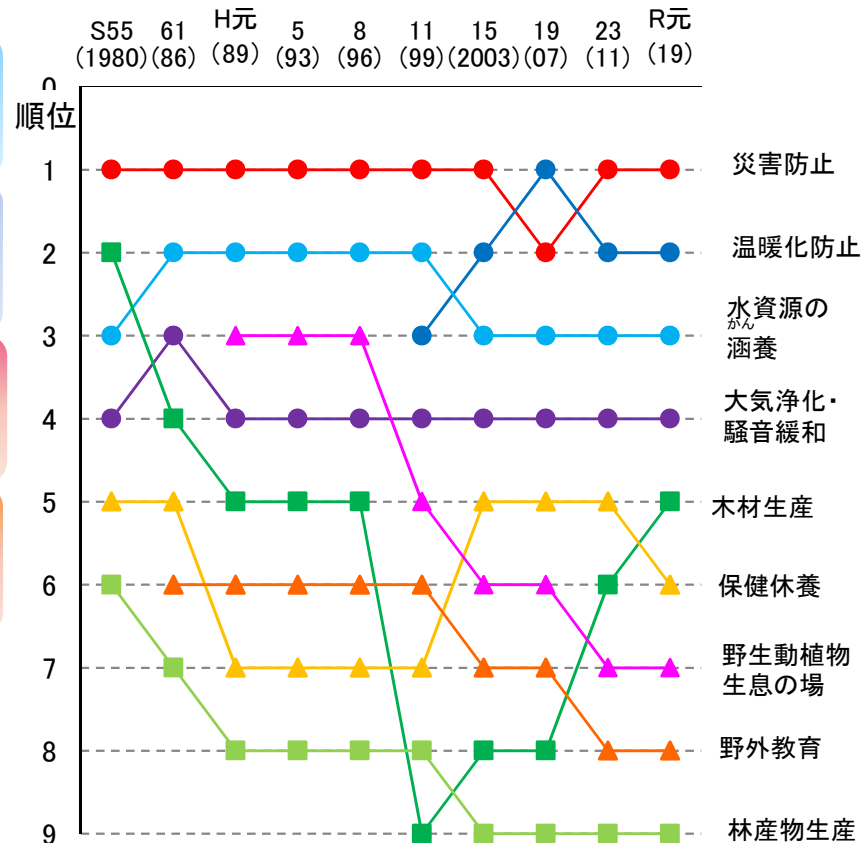
### 【森林の水源涵養機能】

(水資源貯留機能の比較)



※資料: 村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」(1975)

## ■ 国民の森林に期待する働き

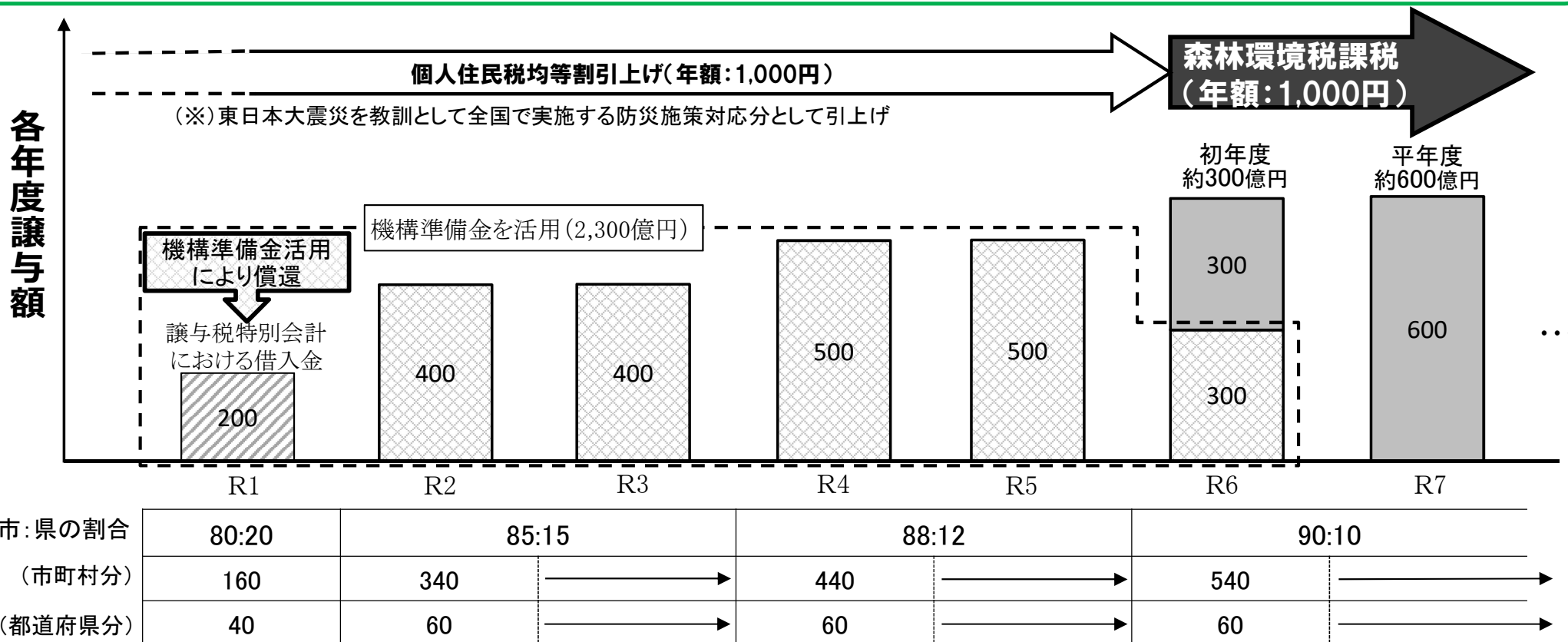


資料: 総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、「内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年、令和元年)  
注1: 回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。  
注2: 選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。



# 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



## 【譲与基準】

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 市町村分  | 50% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正) |
|       | 20% : 林業就業者数                     |
|       | 30% : 人口                         |
| 都道府県分 | 市町村と同じ基準                         |

| 林野率            | 補正の方法    |
|----------------|----------|
| 85%以上の市町村      | 1.5倍に割増し |
| 75%以上85%未満の市町村 | 1.3倍に割増し |

# 森林環境譲与税を活用する際の検討の視点①

## ○検討に当たっての参考（事例の特徴）

### ✓森林整備量（面積）の増大

（これまで手入れが出来ていなかった箇所への対応）

### ✓森林整備推進に当たっての課題に対応

（間伐等の実施のための路網の維持修繕、広葉樹林化）

（担い手を増やすための確保・育成策）

➤森林の有する公益機能の発揮への寄与

➤譲与額の増額を踏まえ、更に森林整備を進める必要

### ○検討に当たっての参考（事例の特徴）

#### ✓ 森林整備を促進するものとなっているか

（川上と連携した森林整備や木材使用等）

#### ✓ 木材利用の意義、森林整備の必要性を多くの国民が感じられるか

（多くの市民が集まる公共施設の木質化等）

（多様な者との連携、効果の検証）

➤川上の森林整備を支えているか

➤国民理解の醸成につながっているか